

関連資料 目次

医政局	P1
健康局	P3
医薬・生活衛生局	P5
安全衛生部	P11
子ども家庭局	P23
障害保健福祉部	P25
老健局	P35
保険局	P37

補聴器販売者の技能向上研修等事業 令和元年度予算額40,540千円(40,540千円)

背景

補聴器については、近年、消費者トラブルが急増しており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点も指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等に必要な経費を要求するものである。



補聴器販売者技能向上研修

事業内容

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。

補聴器の安全で効果的な使用に関する普及啓発

事業内容

補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。

事業概要（背景・課題等）

○ 我が国への医療機器の開発や製品化は、欧米に遅れを取ることが多く、先駆け審査指定制度の導入等により、我が国での開発を促進させる取組を実施してきたが、今後、国際競争力・効率性の高い医療機器の開発を、重点分野を定めた上で総合的により一層促進するために、産学官連携による医療機器開発や、開発リスクが高い分野への参入促進を図る必要がある。

○ 本事業では、手術支援ロボット・システム、人工組織・臓器、低侵襲治療、イメージング、在宅医療機器等の重点分野やアーンメットメディカルニーズの対策に資する医療機器について、日本で生み出された基礎研究の成果を薬事承認につなげ、革新的な医療機器を創出する。そのため、産学官連携による革新的医療機器の開発を推進するとともに、疾患登録システム等を活用した革新的医療機器の開発等を支援。

具体的な研究内容等

①医療費適正化に貢献する医療機器の臨床研究・医師主導治験

疾病の早期診断、適切な治療方法の選択、患者負担の大幅な低減、高い治療効果等により医療費適正化に資する医療機器の臨床研究や医師主導治験を支援

②疾患登録システムを活用した臨床研究・医師主導治験

ナショナルセンターや学会等が構築した疾患登録システムを活用して、医師主導治験を実施する研究を支援

③小児用医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験

医療ニーズの高い、小児用の小型又は成長追従性の医療機器を開発し、企業への導出を目指す臨床研究・医師主導治験等を支援

④高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験

在宅医療の推進に資する医療機器等、高齢者に特徴的な疾病に関する医療機器を開発し、企業への導出を目指す臨床研究・医師主導治験等を支援

⑤革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験

革新的な医療機器を開発し、企業への導出を目指す臨床研究・医師主導治験等を支援

健康増進総合支援システム事業費

■ 生活習慣病予防のための健康情報サイト

平成20年度から実施された医療制度改革の一環として定められた特定健診・特定保健指導制度の実施に伴い、国民の生活習慣への改善を行うために、科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信提供を行っている。

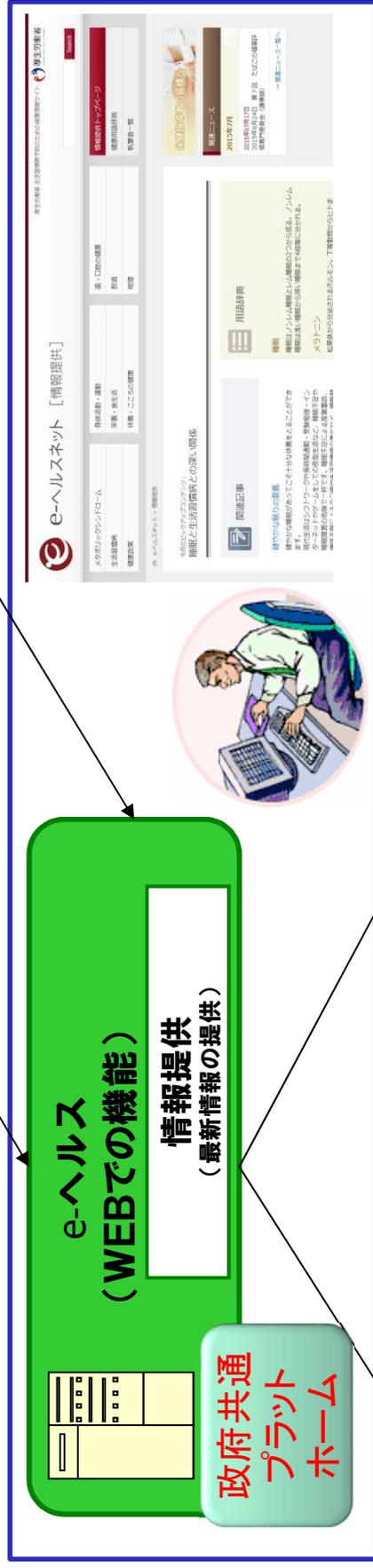
- 栄養・運動・休養・口腔・たばこ・アルコール・がん・糖尿病・循環器・**その他(感覚器など)**の10分野について、メタボリック対策等に必要最新の情報をウェブサイト(<http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>)にて提供。
- 情報提供は、最新の科学的知見に基づかなくてはならないため、情報評価委員会が正式決定した情報を掲載している。

構成図



情報評価委員会
(専門委員)

厚生労働省



保険者・事業者

情報提供対象者



生活習慣病に関する情報提供サイト「e-ヘルスネット」



e-ヘルスネット [情報提供]

サイト内を検索

Search

メタボリックシンドローム	身体活動・運動	歯・口腔の健康	その他 (感覚器など)
生活習慣病	栄養・食生活	飲酒	健康用語辞典
健康政策	休養・こころの健康	喫煙	執筆者一覧

e-ヘルスネット > 情報提供 > その他 (感覚器など) > 聴覚器 > ヘッドホン難聴 (イヤホン難聴) について



ヘッドホン難聴 (イヤホン難聴) について

ヘッドホンやイヤホンを使い、大きな音量で音楽などを聞き続けることにより、音を伝える役割をしている有毛細胞が徐々に壊れて起こる難聴です。少しずつ進行していくために初期には自覚しにくく、とはいえ失った聴覚は戻りません。大きすぎる音量で聞かない、長時間連続して聞かずに定期的に耳を休ませるなどの予防が重要となります。

ヘッドホン難聴 (イヤホン難聴) とは

大きな音にさらされることで起こる難聴を「騒音性難聴」あるいは「音響性難聴 (音響外傷)」といいます。騒音性難聴は主に、職場で工場の機械音や工事音などの騒音にさらされることで起こります。一方、音響性難聴は、爆発音あるいはコンサート・ライブ会場などの大音量などにさらされるほか、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を聞き続けることによって起こります。後者は「ヘッドホン難聴」あるいは「イヤホン難聴」と呼ばれ、近年、特に問題視されています。

WHO (世界保健機関) では、11億人もの世界の若者たち (12~35歳) が、携帯型音楽プレーヤーやスマートフォンなどによる音響性難聴のリスクにさらされているとして警鐘を鳴らしています。^[1]

関連キーワード
有毛細胞
難聴

関連記事一覧
聴覚器
突発性難聴について
ヘッドホン難聴 (イヤホン難聴) について

カテゴリ一覧
その他 (感覚器など)
聴覚器

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp>

「医療機器」の定義

この法律で「医療機器」とは、

人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、

又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと

が目的とされている機械器具等※（再生医療等製品を除く。）であつて、

政令で定めるものをいう。

（医薬品医療機器法第2条第4項）

※ 機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）及びこれを記録した記録媒体をいう。

【福祉用具の定義】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

（福祉用具法 第2条）

政令（医薬品医療機器法施行令）
別表第一

機械器具

- 一 手術台及び治療台
- 二 医療用照明器
- 三 医療用消毒器
- 四 医療用殺菌水装置
- 五 麻醉器並びに麻醉器用呼吸囊のう及びガス吸入かん
- 六 呼吸補助器
- 七 内臓機能代用器
- 八 保育器
- 九 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
- 十 放射線物質診療用器具
- 十一 放射線障害防護用器具
- 十二 理学診療用器具
- 十三 聴診器
- 十四 打診器
- 十五 舌圧子
- 十六 体温計
- 十七 血液検査用器具
- 十八 血圧検査又は脈波検査用器具
- 十九 尿検査又は糞便検査用器具
- 二十 体液検査用器具
- 二十一 内臓機能検査用器具
- 二十二 検眼用器具
- 二十三 聴力検査用器具
- 二十四 知覚検査又は運動機能検査用器具
- 二十五 医療用鏡
- 二十六 医療用遠心ちんでん器
- 二十七 医療用マイクローム
- 二十八 医療用定温器
- 二十九 電気手術器

- 三十 結紮器及び縫合器
- 三十一 医療用焼灼いや器
- 三十二 医療用吸引器
- 三十三 気胸器及び気腹器
- 三十四 医療用刀
- 三十五 医療用はさみ
- 三十六 医療用ピンセット
- 三十七 医療用匙
- 三十八 医療用鉤
- 三十九 医療用鉗かん子
- 四十 医療用のこぎり
- 四十一 医療用のみ
- 四十二 医療用剥は離子
- 四十三 医療用つち
- 四十四 医療用やすり
- 四十五 医療用てこ
- 四十六 医療用絞断器
- 四十七 注射針及び穿せん刺針
- 四十八 注射筒
- 四十九 医療用穿せん刺器、穿せん削器及び穿せん孔器
- 五十 開創又は開孔用器具
- 五十一 医療用嘴、管及び体液誘導管
- 五十二 医療用拡張器
- 五十三 医療用消息子
- 五十四 医療用捲けん綿子
- 五十五 医療用洗浄器
- 五十六 採血又は輸血用器具
- 五十七 種痘用器具
- 五十八 整形用機械器具
- 五十九 歯科用ユニット
- 六十 歯科用エンジン
- 六十一 歯科用ハンドピース
- 六十二 歯科用切削器
- 六十三 歯科用ブローチ

- 六十四 歯科用探針
- 六十五 歯科用充填器
- 六十六 歯科用練成器
- 六十七 歯科用防湿器
- 六十八 印象採得又は咬合採得用器具
- 六十九 歯科用蒸和器及び重合器
- 七十 歯科用鑄造器
- 七十一 視力補正用眼鏡
- 七十二 視力補正用レンズ
- 七十三の二 コンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)

七十三 補聴器

- 七十四 医薬品注入器
- 七十五 脱痰治療用器具
- 七十六 医療用吸入器
- 七十七 バイブレーター
- 七十八 家庭用電気治療器
- 七十九 指圧代用器
- 八十 はり又はきゆう用器具
- 八十一 磁気治療器
- 八十二 近視眼矯正器
- 八十三 医療用物質生成器
- 八十四 前各号に掲げる物の附属品で、厚生労働省令で定めるもの

医療用品

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 手術用手袋及び指サック
- 四 整形用品
- 五 副木
- 六 視力表及び色盲検査表

(続き)

歯科材料

- 一 歯科用金属
- 二 歯冠材料
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用根管充填てん材料
- 五 歯科用接着充填てん材料
- 六 歯科用印象材料
- 七 歯科用ワックス
- 八 歯科用石膏こう及び石膏こう製品
- 九 歯科用研削材料

衛生用品

- 一 月経処理用タンポン
- 二 コンドーム
- 三 避妊用具
- 四 性具

プログラム

- 一 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第一号において同じ。)
- 二 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第二号において同じ。)
- 三 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第三号において同じ。)

プログラムを記録した記録媒体

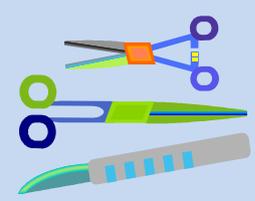
- 一 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
- 二 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
- 三 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体

動物専用医療機器

- 一 機械器具の項各号(第八十四号を除く。)及び医療用品の項各号に掲げる医療機器に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの
- 二 プログラム
 - イ 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号イにおいて同じ。)
 - ロ 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ロにおいて同じ。)
 - ハ 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ハにおいて同じ。)
- 三 プログラムを記録した記録媒体
 - イ 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
 - ロ 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
 - ハ 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体
- 四 悪癖矯正用器具
- 五 搾子
- 六 受精卵移植用器具
- 七 人工授精用器具
- 八 製品蹄てい鉄及び蹄釘ていちょう
- 九 投薬器
- 十 乳房送風器
- 十一 妊娠診断用器具
- 十二 標識用器具
- 十三 保定用器具
- 十四 前各号に掲げる物の附属品で、農林水産省令で定めるもの

医療機器の分類と規制

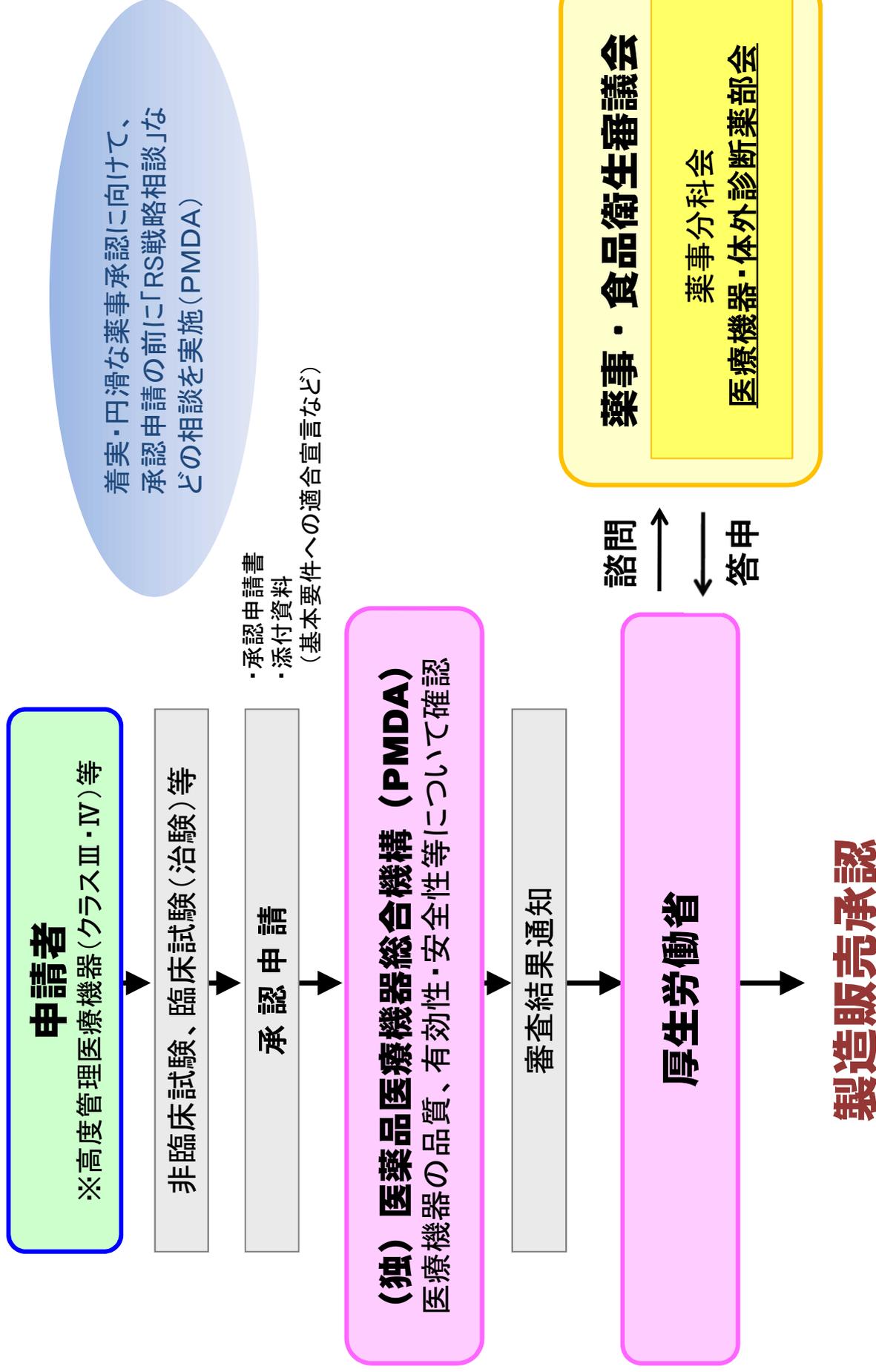
小 ← リスク → 大

<p>国際分類 (注1)</p>	<p>クラス I</p>	<p>クラス II</p>	<p>クラス III</p>	<p>クラス IV</p>
<p>不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが極めて低い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) 体外診断用機器、鋼製小物 (メス・ピンセット等) X線フィルム、歯科技工用品</p> 	<p>不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが比較的低い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) MRI装置、電子内視鏡、消化器用カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金</p> 	<p>不具合が生じた場合、<u>人体へのリスクが比較的高いと</u>考えられるもの</p> <p>(例) 透析器、人工骨、人工呼吸器</p> 	<p>患者への<u>侵襲性が高く、不具合が生じた場合、生命の危険に直結する恐れ</u>があるもの</p> <p>(例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステントグラフト</p> 	
<p>薬事法の分類</p>	<p>一般医療機器</p>	<p>管理医療機器</p>	<p>高度管理医療機器</p>	
<p>規制</p>	<p>届出</p>	<p>第三者認証 (注2)</p>	<p>大臣承認 (PMDAで審査)</p>	

(注1) 日米欧豪加の5地域が参加する「医療機器規制国際整合化協会(GHTF)」において平成15年12月に合意された医療機器のリスクに応じた4つのクラス分類の考え方を薬事法に取り入れている。

(注2) 厚生労働大臣が基準を定めたものについて大臣の承認を不要とし、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた民間の第三者認証機関(現在13機関)が基準への適合性を認証する制度。

医療機器の製造販売承認に向けた流れ



第三者認証制度について

厚生労働大臣が**基準を定めて指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び体外診断用医薬品**については、厚生労働大臣の承認を不要として、厚生労働大臣の登録を受けた第三者認証機関が**基準への適合性を認証する制度**（平成17年4月より施行、**高度管理医療機器は平成26年11月より拡大**）



認証基準策定数

高度管理医療機器 11基準
 管理医療機器 935基準

H29年4月現在

<認証基準（管理医療機器）の例>

医療機器の名称	超音波治療器
日本工業規格	T0601-2-5
使用目的又は効果	超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減

登録認証機関に対する基準

- 登録（更新）申請の際に適合すべき基準※（薬機法第23条の7第1項第1号）
- 登録認証機関が基準適合性認証のための審査を行う際に適合すべき基準※（薬機法第23条の9の規定に基づく薬機法施行規則第128条）

※国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準

- ISO/IEC 17065: 2012 (JIS Q17065: 2012)
 - ・ 製品の認証を行う機関に関する基準
- ISO/IEC 17021-1: 2014 (JIS Q17021-1: 2015)
 - ・ 製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準

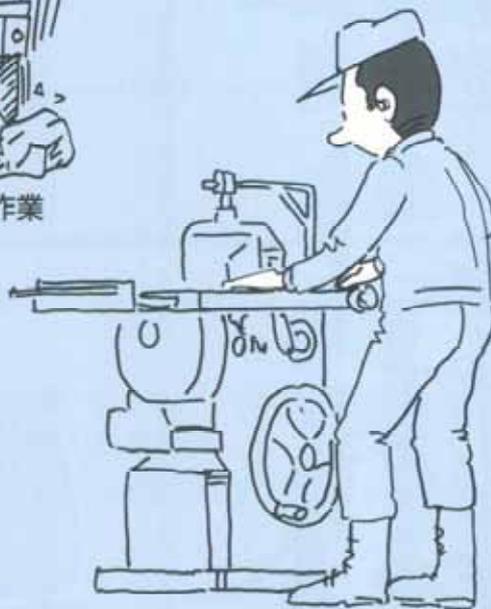
登録認証機関（13機関）

- | | |
|-----|-------------|
| 第A号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第B号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第C号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第D号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第E号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第F号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第G号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第H号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第I号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第K号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第L号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第M号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第O号 | 株式会社 日本工業規格 |
| 第Q号 | 株式会社 日本工業規格 |

騒音障害防止 のための ガイドライン



車両系建設機械を用いた掘削作業



丸のこ盤を用いた切断作業



ハンマーを用いた金属打撃作業

騒音は、人に不快感を与えたり、会話や連絡、合図などを妨害して、安全作業の妨げになるだけでなく、騒音性難聴の原因となることから、その防止対策の推進はとても重要です。

労働省では各事業場において実施すべき騒音障害防止対策を体系化して、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)を策定し、騒音作業に従事する労働者の健康障害防止を推進しているところです。事業主のみなさんは、このガイドラインに基づき騒音レベルの低減化に努めてください。

別表1 安衛則第588条に規定する8屋内作業場

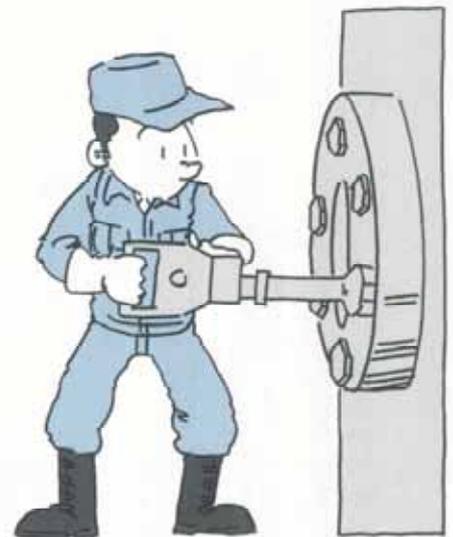
別表2 別表1以外の作業場で、騒音レベルが高い52作業場

別表1（10ページ参照）は労働安全衛生規則に基づき6月以内ごとに1回、定期に等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場です。

別表2（10ページ参照）は各種の測定結果から等価騒音レベルで85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場です。



携帯用研削盤での作業



インパクトレンチによる作業



コンクリートブレイカーによる作業



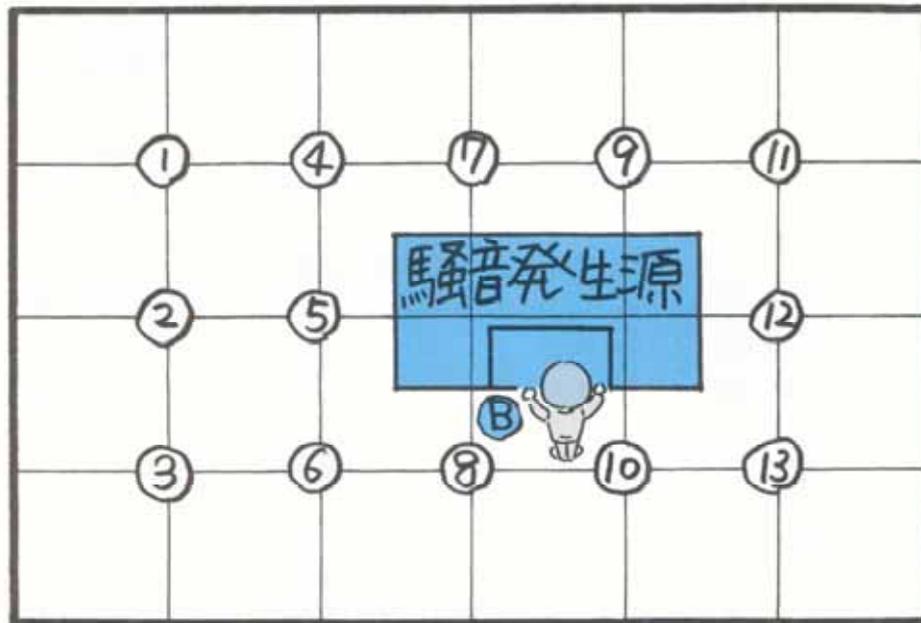
動力プレス作業

別表1及び別表2に掲げる屋内作業場については作業環境測定を行ってください。

作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に基づく等価騒音レベル測定(A測定及びB測定)を6月以内ごとに1回(ただし施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合はその都度)1測定点について10分間行ってください。

等価騒音レベルとは

作業場内の騒音は時間とともに激しく変化しているのが普通です。騒音の大きさの瞬間値を測るのではなく、変動している騒音レベルを一定時間測定し、その平均値として表した値です。



①数字：A測定点 ㊀：B測定点 作業者

A測定……作業場を縦、横6m以下の等間隔で引いた交点を測定点とし、床上1.2mから1.5mの間で測定します。

B測定……発生源に近接する場合において作業が行われる場合、その位置において行います。

事業者は単位作業場ごとに次の表により、作業環境測定結果の評価を行ってください。

作業環境測定結果の評価はA測定結果及びB測定結果（ただしB測定は実施した場合に限ります）により行い、

第Ⅰ管理区分……いずれも85dB(A)未満の場合

第Ⅱ管理区分……いずれかが85dB(A)以上でいずれも90dB(A)未満の場合

第Ⅲ管理区分……いずれかが90dB(A)以上の場合

の3つの区分に評価します。

		B 測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A測定 平均値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めます。

2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めません。

3 A測定値のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行います。

作業環境測定を行ったときは、測定結果、評価結果などを記録して3年間保存してください。

なお、第Ⅱ管理区分または第Ⅲ管理区分に区分された場所における測定結果、評価結果などの記録は5年間保存することが望ましいです。

事業者は作業環境測定結果の評価結果に基づき管理区分ごとにそれぞれ措置を講じてください。

騒音防止対策は大きく分けて①音源対策、②伝搬経路に対する対策、③作業側側の対策の3つがあります。管理区分ごとにこれらの対策を単独に、あるいは組み合わせて最も効果的な措置を講じてください。

なお、代表的な騒音対策については、9ページを参照してください。

管理区分Ⅰ

- 作業環境の継続的維持に努めること。

管理区分Ⅱ

- 場所を標識により明示すること。
- 作業方法の改善等により管理区分Ⅰとなるよう努めること。
- 必要に応じ保護具を使用すること。

管理区分Ⅲ

- 場所を標識により明示し、及び保護具使用の掲示を行うこと。
- 作業方法の改善等により管理区分Ⅰ又は管理区分Ⅱとなるようにすること。
- 保護具を使用すること。

▶保護具

耳栓



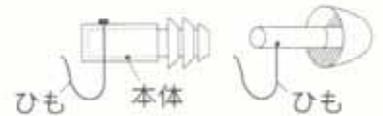
グラスウールA

グラスウールは使用の都度適量をちぎり、丸めて使用します。



ウレタンフォーム

ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。



形が決っている耳栓

ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。

耳覆い



イヤーマフ（耳覆い）

イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳の周りを覆うもので軟らかいクッションがついています。クッションに発泡材が入ったタイプと液体が入ったタイプがあります。

屋外の作業場についても等価騒音レベルの測定を行ってください。

ガイドラインでは屋外作業場においても測定を行うことになっています。

測定はB測定のみを、施設、設備、作業工程、作業方法などを変更した場合に、そのつど実施してください。

音源に近い場所で作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、等価騒音レベルの測定をしてください。

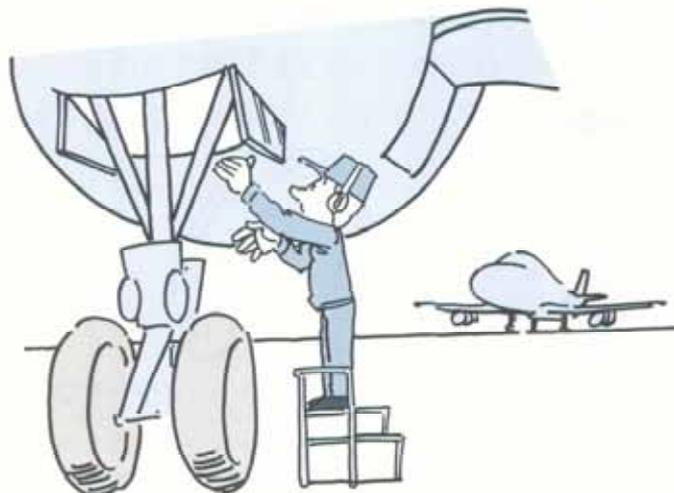


チェーンソーを用いた伐採作業

測定結果が

- ①85dB(A)以上の場合には必要に応じ防音保護具を使用する。
- ②90dB(A)以上の場合には防音保護具を使用する。

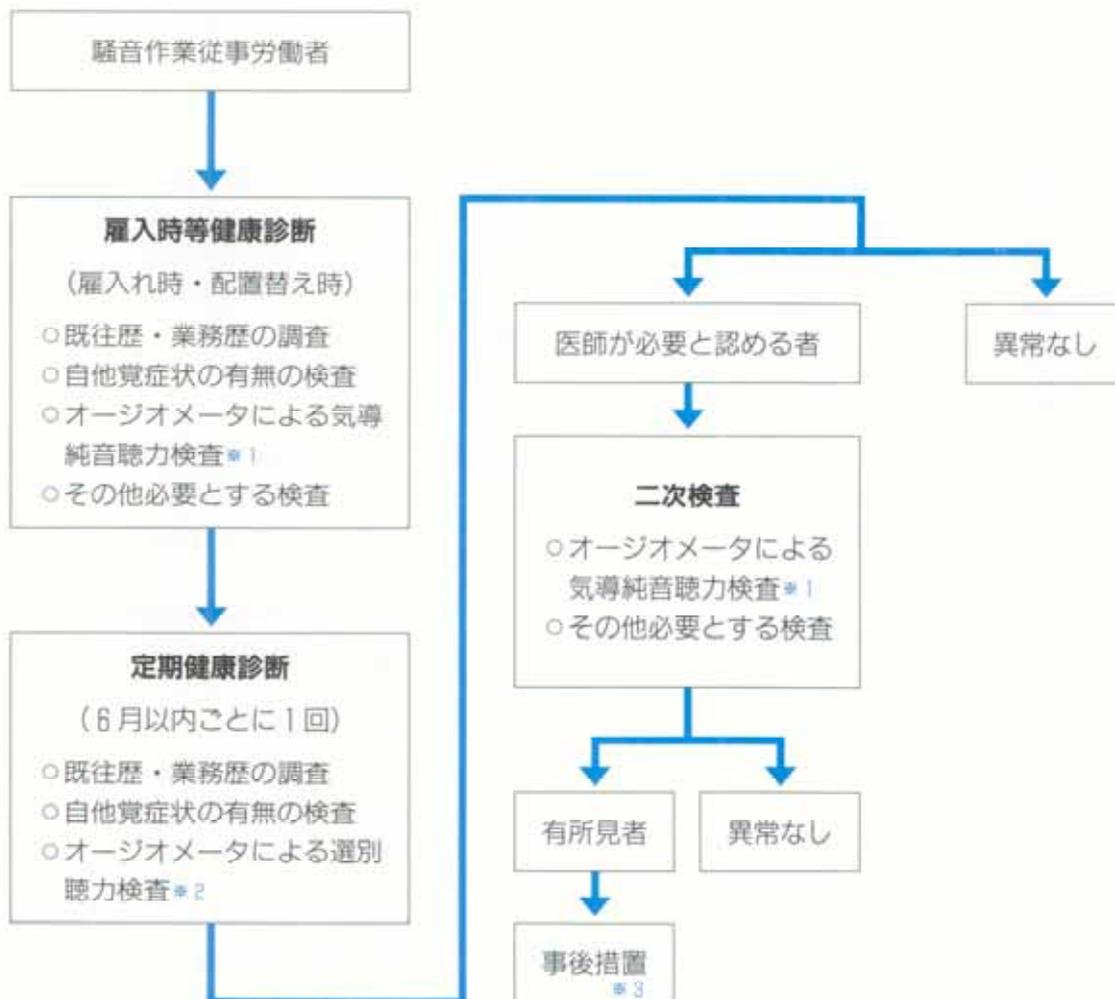
などの対策を行ってください。



空港の駐機場所での作業

騒音作業に常時従事する作業者に対し、健康診断を行ってください。

健康管理の体系



- *1 250、500、1000、2000、4000、8000Hzにおける聴力検査
- *2 1000、4000Hzにおける聴力検査
- *3 健康診断結果に基づく事後措置として防音保護具使用の励行や騒音作業に従事する時間の短縮などを行ってください。

健康診断の結果は記録し5年間保存してください。また定期健康診断については、実施後遅滞なく結果を所轄労働基準監督署長に報告してください。

常時騒音作業に従事する労働者に対し労働衛生教育を実施してください。

労働衛生教育は表に示す科目について実施し、労働者に騒音に対する知識や理解を深めてください。

騒音作業従事労働者労働衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 騒音の人体におよぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	60分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策	50分
3 防音保護具の使用の方法	(1) 防音保護具の種類および性能 (2) 防音保護具の使用法および管理	30分
4 改善事例および関係法令	(1) 改善事例 (2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	40分

(計3時間)

なお講師については、騒音についての最新の知識、教育技法の知識及び経験を有する者としてください。



▶ 代表的な騒音対策の方法

施設、設備、作業工程等における騒音発生源対策及び伝ば経路対策並びに騒音作業従事者に対する受音者対策の代表的な方法は次のとおりです。

分類	方法	具体例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化 発生原因の除去 遮音 消音 防振 制振 運転方法の改善	低騒音型機械の採用 給油、不釣合調整、部品交換など 防音カバー、ラギング 消音器、吸音ダクト 防振ゴムの取り付け 制振材の装着 自動化、配置の変更など
2 伝ば経路対策	距離減衰 遮蔽効果 吸音 指向性	配置の変更など 遮蔽物、防音塀 建屋内部の消音処理 音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音 作業方法の改善 耳の保護	防音監視室 作業スケジュールの調整、遠隔操作など 耳栓、耳覆い

▶ 計画の届出について

別表1及び別表2の作業場にかかわる労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合は、騒音障害防止対策の概要を示す書面等を添付してください。



別表 1

- (1) 鋌^{びょう}打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

別表 2

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットプラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場

- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー、又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場

- 
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
 - (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
 - (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
 - (47) さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
 - (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
 - (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
 - (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
 - (51) 水圧パーカー又はヘッドパーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
 - (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

※以上のことでご不明な点がありましたら、最寄りの都道府県労働基準局または労働基準監督署にお問い合わせください。

新生児聴覚検査の実施について

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要。

検査方法

新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。検査方法は、主に自動ABR又はOAEがある。

自動ABR(自動聴性脳幹反応: Automated Auditory Brainstem Response)・・・新生児聴覚検査用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能を持たせたもので、

判定基準は35dBに設定され、「pass(パス)」あるいは「refer(リファアー)」で結果が示される。

OAE(耳音響放射: Otoacoustic Emissions)・・・・・・・・内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査。

沿革等

- ・平成12年度～ 国庫補助事業を開始
 - ・平成19年度～ 検査費用を一般財源化(検査の実施主体は市町村)
 - ・平成24年度～ 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の検査記録に「新生児聴覚検査」を記載し、任意記載事項様式の「新生児(生後約4週間までの赤ちゃん)」のページに「新生児聴覚検査について」を追加。
 - ・平成28年3月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して検査に係る留意事項を整理し、市区町村における一層の取組を依頼。
 - ・平成28年10月 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の新生児聴覚検査の記録欄について、より詳細な検査結果を記載できるよう改正
 - ・平成29年12月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して都道府県において新生児聴覚検査に係る協議会の設置を求めたとともに、検査の実施状況等の把握のため、受診状況等を取りまとめることとした。
- (参考) ○厚生労働科学研究費補助金
- ・平成19年3月:「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」を作成
 - ・平成25～26年度:乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング及び健康診査の効果的実施に関する研究
→耳鼻科領域の分担任で、新生児スクリーニングや乳幼児健診での問題点を検討し、新生児スクリーニング普及率向上への改善策を提示するとともに、1歳未満で実施可能な質問紙等による新たなスクリーニング方法を検討。
 - 日本医療研究開発機構研究費
 - ・平成27～29年度:乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング等の効果的実施に関する研究
→耳鼻科領域の分担任で、10ヶ月健診での効果的聴覚スクリーニング法の確立を目指すとともに、新生児聴覚スクリーニングの有効性を再検証。

実施状況(平成29年度)

- ・新生児聴覚検査の受検の有無を把握している市区町村は94.7%(1,649/1,741市区町村)
- ・受検の有無を把握し、かつ、受検人数を集計している市区町村(1,491市区町村)における、出生児に対する初回検査の実施率は81.8%(507,047/619,692人)
- ・初回検査について公費負担を実施している市区町村は、22.6%(394/1,741市区町村)
- ・要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるための指導援助を実施している市区町村は57.8%(1,006/1,741市区町村)

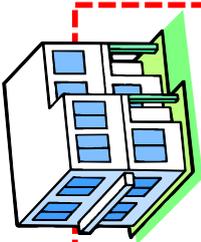
新生児聴覚検査体制整備事業について

要旨

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。【平成29年度創設】

事業内容

- 新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。



都道府県

<都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の確保>

- 医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置
- 医療機関従事者等に対する研修会の実施や新生児聴覚検査のパンフレット作成等による普及啓発など
- 県内における事業実施のための手引書の作成

<予算額> 平成31年度予算 49百万円 (平成31年度基準額案: 1都道府県当たり2,077千円)
(実施主体: 都道府県、補助率: 国1/2・都道府県1/2)

平成30年度実施都道府県: 34都道府県

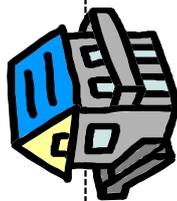
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大分県、奈良県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県

支援

市町村

<新生児聴覚検査の実施>

- 新生児聴覚検査に対する公費助成の実施(※地方交付税措置)
- 新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップ など



※新生児聴覚検査…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。

新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等の作成に係る好事例の周知

【子ども家庭局母子保健課・障害部企画課】

- 全都道府県に対して、「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等」の更新・修正に当たって参考となると考える長野県、静岡県、岡山県、埼玉県及び長崎県の「新生児聴覚検査の流れ」を周知。
- 同4県の「新生児聴覚検査の流れ」には、精密検査機関や療育機関等が具体的かつ網羅的に記載。（参考）「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等の作成に係る参考資料の送付について」（平成31年3月29日付け事務連絡）（抄）

事務連絡
平成31年3月29日

各都道府県
母子保健主管部（局）
障害保健福祉主管部（局）
御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・福祉局障害保健福祉部企画課

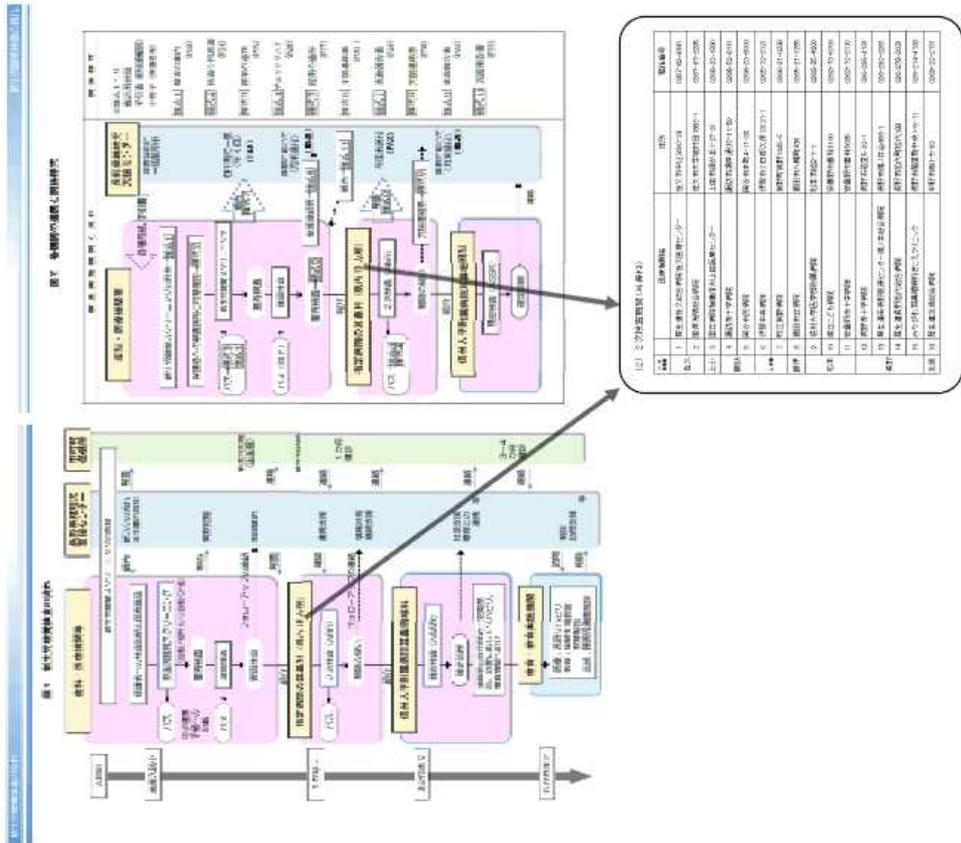
新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等の作成に係る参考資料の送付について

母子保健行政及び障害保健福祉行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り、深く感謝申し上げます。
新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月29日雇児母発第0129002号）において、都道府県単位で連携体制を構築し、そのもとで作成することが望ましいとしております。

この度、手引書等の作成の参考として、長野県、静岡県、岡山県及び長崎県（以下「四県」という）の「新生児聴覚検査の流れ」をお送りいたします。
四県の「新生児聴覚検査の流れ」には、精密検査機関や療育機関等が具体的に網羅的に記載されており、聴覚障害の早期発見、早期療育を図るために有意義であると考えております。
手引書等の作成又は更新・修正を行う際には、四県の「新生児聴覚検査の流れ」を参考にいただき、貴管内市町村における新生児聴覚検査に係る取組の一層の充実が図られるよう、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

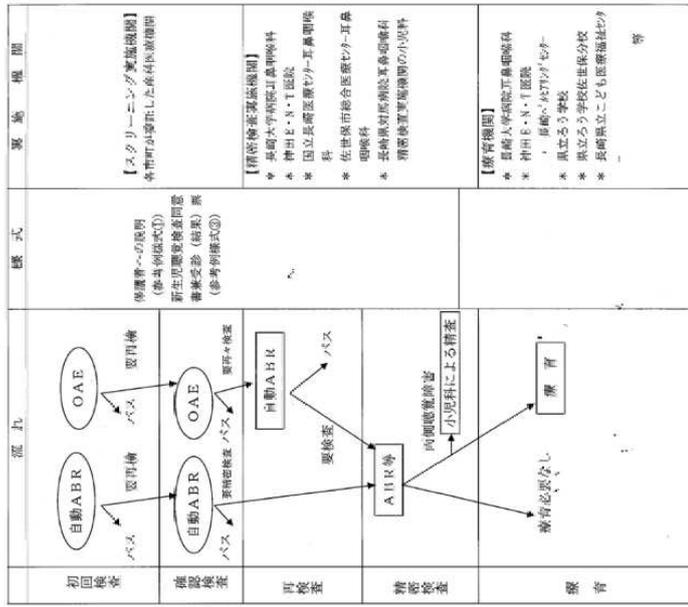
（参考）「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月29日雇児母発第0129002号）

長野県（長野県新生児聴覚検査基準連合会）「新生児聴覚検査ハンドブック」（抄）



長崎県「新生児聴覚スクリーニングの手引き」（抄）

2 長崎県新生児聴覚検査推進事業の流れ



※ 公費助成対象

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】 市町村 【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】 国 1/2, 都道府県 1/4, 市町村 1/4 【精神通院医療】 国 1/2, 都道府県・指定都市 1/2

支 給 決 定 件 数 : 【更生医療】 262,049件 【育成医療】 26,012件 【精神通院医療】 2,019,377件 ※平成29年度

対象者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術 言語障害 … 口蓋裂 → 形成術
視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術 免疫機能障害 … 抗HIV療法
聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術
内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術 肝臓機能障害 → 肝移植
腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

自立支援医療の患者負担の基本的な仕組み

- ① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならぬ(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)		5,000円	
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)		2,500円	
生活保護	生活保護世帯		0円	

* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

【重度かつ継続】の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
 [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 [精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置

育成医療の中間所得1、2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和3年3月31日までの経過的特例措置

日常生活用具給付等事業の概要

1. 制度の概要

地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な形態により事業を行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして規定。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

- 実施主体…市町村
- 対象者…日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）
- 申請方法…市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

2. 対象種目

以下の「用具の要件」すべてを満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するもの。

【用具の要件】

- 1 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- 2 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- 3 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

【用具の用途及び形状】

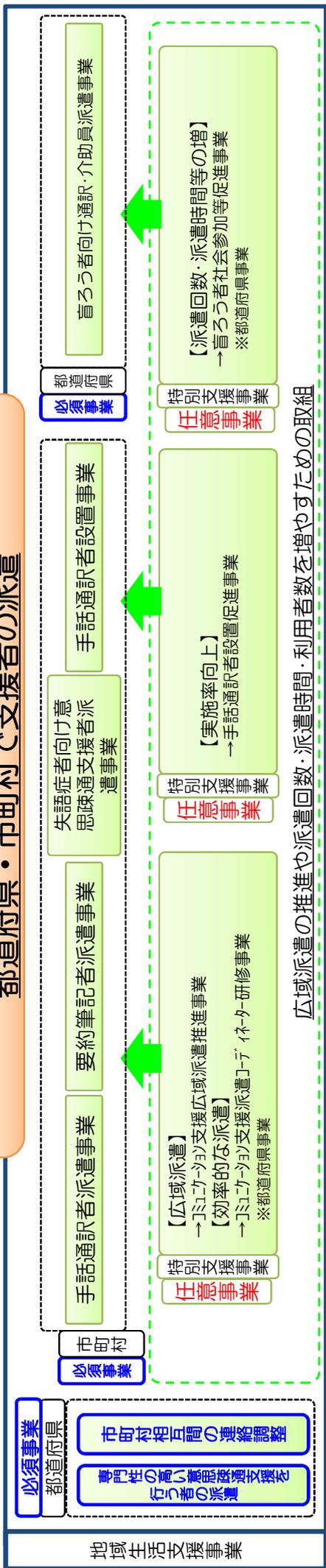
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ器具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

3. 費用負担

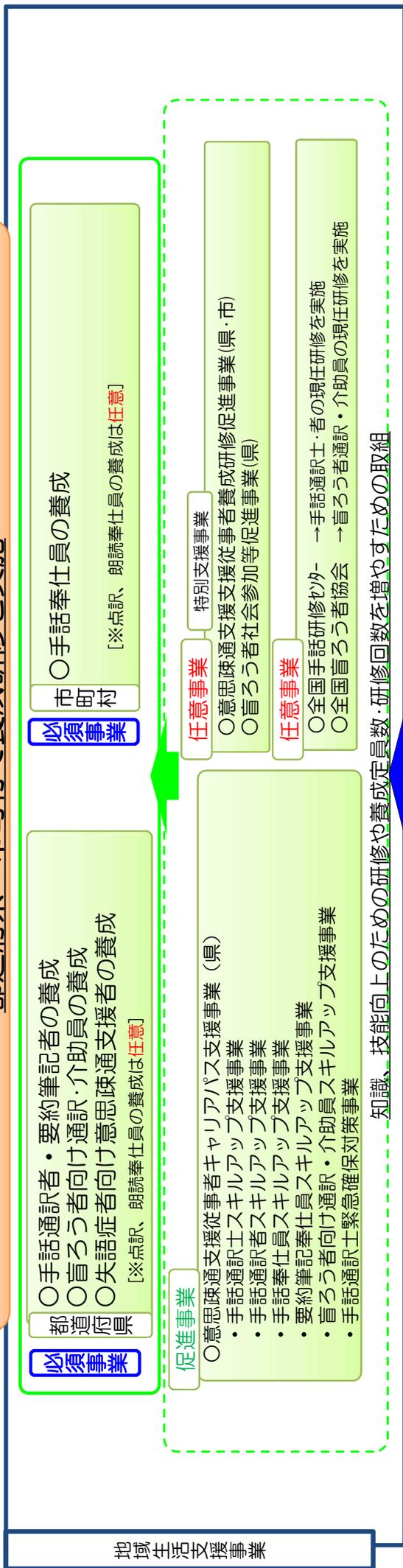
- (1) 補助金の負担割合…国：50/100以内 都道府県：25/100以内
- (2) 利用者負担…市町村の判断による。

意思疎通支援事業の支援者養成と派遣の概要

都道府県・市町村で支援者の派遣



都道府県・市町村で養成研修を実施



国で指導者を養成



※地域生活支援事業の特別支援事業とは、実施率の向上や実施水準に格差がみられる事業の充実を図る事業であり、自治体の申請に応じて事業費の1/2を補助する事業

児童発達支援センターについて

■ 平成24年の児童福祉法改正に基づく障害児支援の見直しに伴い、児童福祉施設として創設された地域における中核的な支援機関。

○発達障害・知的障害・難聴・肢体不自由・重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

○地域社会への参加(インクルージョン)を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との連携を図りながら、関係機関に対し専門的な知識・経験に基づく後方支援を実施
○このうち主に難聴児を対象とする児童発達支援センター(旧難聴幼児通園施設)は以下のとおり。

秋田県	子ども発達支援センター オリーブ園	京都府	児童福祉センターうさぎ園
埼玉県	さいたま市総合療育センター ひまわり学園	大阪府	大阪発達総合療育センター ゆうなぎ園
東京都	ライシャワ・クレーマ学園	岡山県	岡山かなりや学園
東京都	富士見台 聴こえとことばの教室	広島県	広島市子ども療育センター 山彦園
千葉県	千葉市療育センター やまびこルーム	広島県	「ゼノ」こぼと園
神奈川県	横浜市総合リハビリテーション センター	香川県	香川にだま学園
愛知県	名古屋中央療育センター すぎのこ学園	高知県	高知県立療育福祉センター
愛知県	豊田市子ども発達センター なのほな	福岡県	福岡市立心身障がい福祉センター ありんこ園
富山県	富山県リハビリテーション病院 こども支援センター	熊本県	熊本県ひばり園
岐阜県	児童発達支援センターみやこ園		

出典：全国盲ろう難聴児施設協議会 加盟施設(H.30.4.1)

補装具費支給制度の概要

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

1. 制度の概要

1. 目的

- ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
 - ② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長すること
2. 実施主体…市町村
3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(※難病患者等については、政令に定める疾病に限る)
4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づき市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額を除いた額(補装具費)の支給(※)を受ける。
- ※補装具費の支給は、障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つである。

2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るよう製作されたものであること。
 - 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
 - 三 医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。
- 厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置
【身体障害児のみ】…座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

3. 費用負担

- (1) 公費負担…国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100
- (2) 利用者負担…原則1割であるが、世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
- 生活保護への移行防止措置あり

補聴器の購入基準

基本構造		付属品	基準額
高度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ①JIS C 5512-2000 による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が 125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ②JIS C 5512-2015 による。90デシベル入力最大出力音圧の最大値(ピーク値)の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク値)の公称値が 120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	電池 イヤモールド	34,200
高度難聴用 耳かけ型	次のいずれかを満たすもの。 ①JIS C 5512-2000 による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ②JIS C 5512-2015 による。90デシベル入力最大出力音圧の最大値(ピーク値)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	電池 イヤモールド	43,900
重度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ①JIS C 5512-2000 による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ②JIS C 5512-2015 による。90デシベル入力最大出力音圧の最大値(ピーク値)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800
重度難聴用 耳かけ型	②JIS C 5512-2015 による。90デシベル入力最大出力音圧の最大値(ピーク値)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	電池 イヤモールド	67,300
耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。	電池 イヤモールド	87,000
耳あな型(オーダーメイド)	ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池	137,000
骨導式ポケット型	IEC 60118-9(1985)による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が 110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100
骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000

価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。

身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。

平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

高度難聴用耳掛形でFM型を必要とする場合は89,000円増しとすることとし、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。

障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的 [平成31年度予算案 118,607千円] (平成30年度予算 150,143千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
 - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業(新規事業)
- (2) シーズ・ニーズ・マッチング強化事業

実施主体

民間団体(公募)

補助率

(1)は、中小企業2/3(※(1)-(2)は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1/2。(2)は、定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

シーズとニーズのマッチング

ユーザー・支援者
(ニーズ)



障害者、家族
事業所職員等

支援機器に関する
ニーズ、生活におけ
る困りごと等を開発
側に伝える。

開発・研究者
(シーズ)

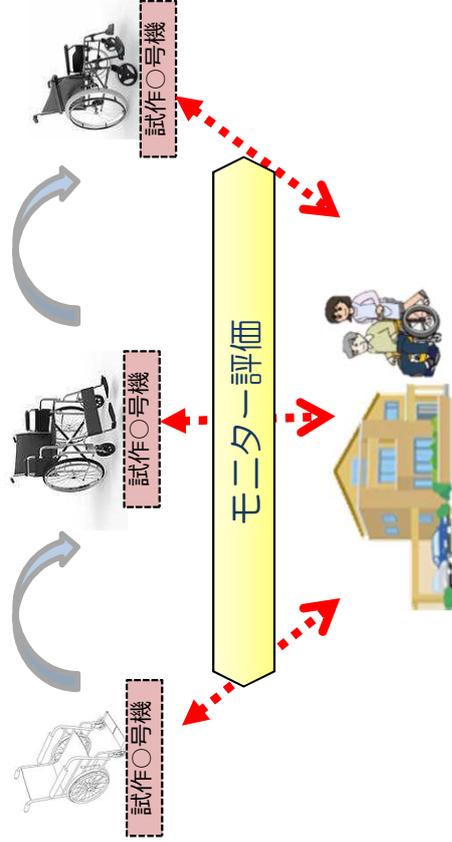


開発企業、研究者
等

障害当事者との意
見交換にてニーズを
把握、開発の着想を
得る。

ニーズを的確に捉えた
支援機器の開発着手

開発～試作～実証実験～製品化



(1) 実用的製品化開発に要する費用の助成

※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

(2) シーズ・ニーズ・マッチング強化事業

難聴と認知症の関連 (AMED認知症研究開発事業: 2018-2020)

主任研究者 国立長寿医療研究センター 副センター長 佐治 直樹

高齢者における聴覚障害と総合機能・認知機能の包括的評価：難聴補

正による認知症予防を目指した研究

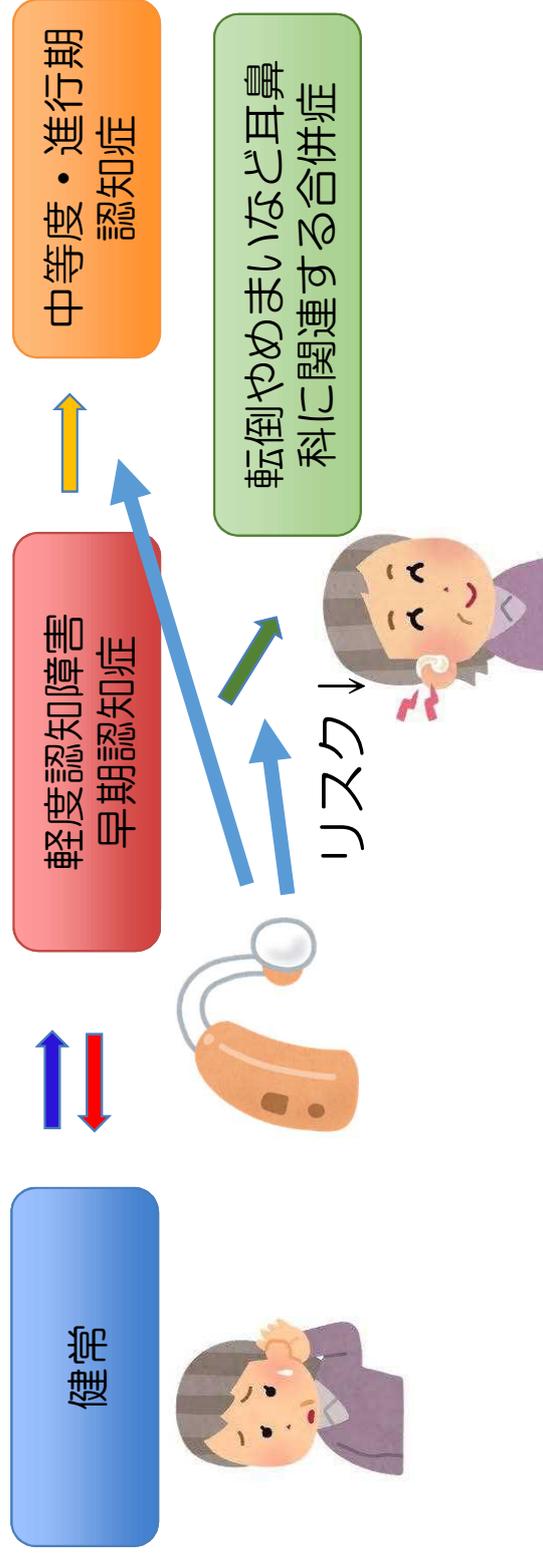
概要：聴覚と認知機能を評価する全国規模での多施設共同コホート研究を実施する
とともに、一部の基準を満たしたコホート研究参加者に対し補聴器導入による
難聴補正を行う。

目的：難聴と認知機能、日常生活との関係を調べる。さらに補聴器を用いた聴覚障
害の補正による認知機能、生活機能の改善を評価する

対象：もの忘れ又は聞こえにくさを自覚し、補聴器の使用経験がなく認知症ではな

い高齢者（適格基準：60-85歳、MMSE 20-30 and CDRO-0.5）

評価項目：MMSE変化量、MoCAや心理評価項目の変化量、転倒・イベント有無



【病院コホート】



【地域コホート】



研究組織体制

国立長寿医療研究センター 物忘れセンター
慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科学
慶應義塾大学医学部 精神神経科学
愛知医科大学耳鼻咽喉科学
名古屋大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科
東京大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科
東京大学大学院医学系研究科加齢医学⁶
東京女子医科大学 耳鼻咽喉科
東京女子医科大学 神経内科学
東京都健康長寿医療センター研究所
三重大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉・頭頸部外科
三重大学大学院医学系研究科 神経病態内科学
杏林大学医学部 高齢医学
名古屋大学大学院医学系研究科地域在宅医療学・老年科学
名古屋大学大学院医学系研究科・精神医学
国立長寿医療研究センター 感覚器リハビリテーション医学
愛知医科大学・臨床研究支援センター

佐治直樹
小川郁
三村將
内田育恵
曾根三千彦
山嵜達也
亀山裕美
野中学
北川一夫
鈴木宏幸
竹内万彦
富本秀和
神崎恒一
梅垣宏行
岩本邦弘
中島務
室谷健太

保険適用されている難聴患者への主な診療行為

■手術

○人工内耳植込術 40,810点

■人工内耳用材料

- (1) 人工内耳用インプラント(電極及び受信—刺激器) 1,620,000円
- (2) 人工内耳用音声信号処理装置
 - ① 標準型 923,000円
 - ② 残存聴力活用型 915,000円
- (3) 人工内耳用ヘッドセット
 - ① マイクロホン 38,400円
 - ② 送信コイル 10,600円
 - ③ 送信ケーブル 2,700円
 - ④ マグネット 7,790円
 - ⑤ 接続ケーブル 4,400円

※人工内耳用材料の定義

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4) 整形用品」であって、一般的名称が「人工内耳」であること。
- ② 補聴器では症状の改善が見られない高度感音性難聴又は補聴器では十分な症状改善が得られない低音域に残存聴力を有する高音急墜型聴力像を呈する感音難聴に対して、人工内耳植込術を実施するに際し、聴力改善を目的に使用するものであること。

■医学管理

○高度難聴指導管理料

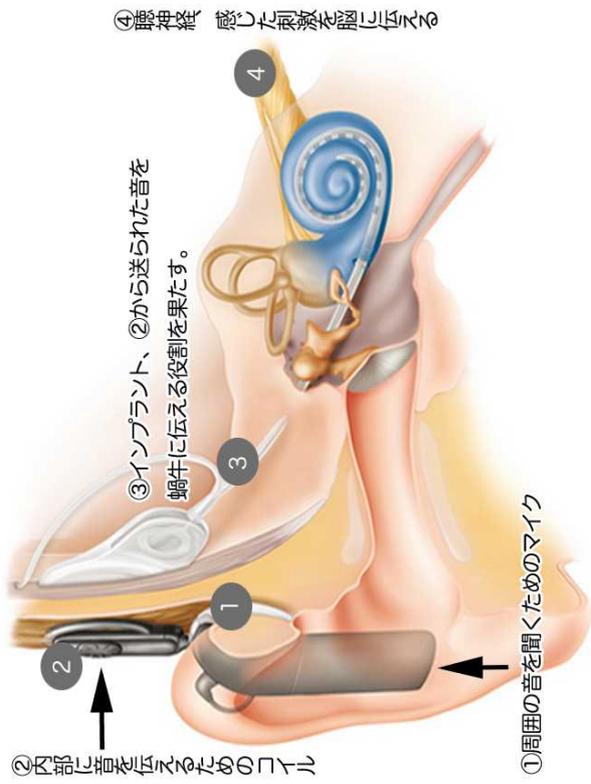
- ・ 人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 500点
- ・ その他の場合420点

人工内耳植込術を行った患者、伝音性難聴で両耳の聴力レベルが60dB以上の場合、混合性難聴又は感音性難聴の患者について、耳鼻咽喉科の医師が療養上必要な指導を行った場合に算定する。

■検査

○補聴器適合検査 1回目 1,300点 2回目以降 700点(月2回に限る)

聴力像に対し電気音響的に適応と思われる補聴器を選択の上、音場での補聴器装着実耳検査を実施した場合に算定する。



個人課税課情報第3号（平成30年4月16日国税庁個人課税課）抄

補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）

標題のことについて、厚生労働省から照会があり、これに対して次のとおり回答したので、今後の執務の参考とされたい。

（照会要旨）

医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、医療費控除の対象となる医療費に該当するとされているところですが、一般、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が定めた「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」（別添参照。注）において、医師等による診療や治療と購入する補聴器の関係を記載する項目が設けられました。

この項目により、購入する補聴器が医師等による診療や治療を受けるために直接必要である旨が記載（証明）されている場合の当該補聴器の購入費用については、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象となると考えますが、貴庁の見解を承りたく照会いたします。

（注） 同学会が認定した補聴器相談医が患者の耳科に関する医学情報や聴覚に関する情報等を記載し、補聴器の新規適合や更新等のために患者に交付するものです。

（回答）

医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります。

補聴器が診療等のために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づく必要があると考えられますので、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限ります。）は、医療費控除の対象になります。